

唐津市中小企業者等活性化支援事業補助金

令和8年8月改訂版

申請の手引き

【申請期間】

経営力強化分（二次募集） 令和8年8月3日～令和8年12月28日

創業支援分 令和8年5月15日～令和8年12月28日

事業組合等活動強化支援分 令和8年5月15日～令和8年12月28日

【送付先】〒847-8511 唐津市西城内1番1号

唐津市役所 商工振興課 補助金申請担当

E-mail: syoukou@city.karatsu.lg.jp

【問い合わせ】電話 0955-72-9141（直通）

【ホームページ】

<https://www.city.karatsu.lg.jp/site/navi/2102.html>



唐津市商工観光部商工振興課

内容

I 事業の概要.....	3
II 申請手続き等.....	13
III その他留意事項.....	17

留意事項

・対象となる事業は、交付決定日から令和 9 年 3 月 15 日までに実施した事業のみです。交付決定日より前に着手している事業は補助対象となりません。また、事業の実施や支払い、経費支出関係の書類の日付が令和 9 年 3 月 16 日以降になったものも補助対象となりません。なお、事業の着手とは「発注・契約」時となります。

・交付決定後に事業を開始し、事業完了後、所定の実績報告書類を提出しなければなりません。実績報告書類の審査及び必要に応じて実施する現地確認により、適正に補助事業が行われたことを確認できた経費のみ、補助金を交付します。

・補助事業に関係する書類（申請書等の市に提出した書類（写）、交付決定通知書等市から受け取った書類、発注書・請求書等の経費支出関係の書類等）は、5 年間保存しなければなりません。

・補助事業年度終了後5年間は、市から求めがあった際には、いつでも閲覧できるようにしておかなければなりません。

・必要に応じて、市から求めがあった際には、補助事業の遂行状況の報告をする必要があり、市が調査する際にはそれに協力しなければなりません。

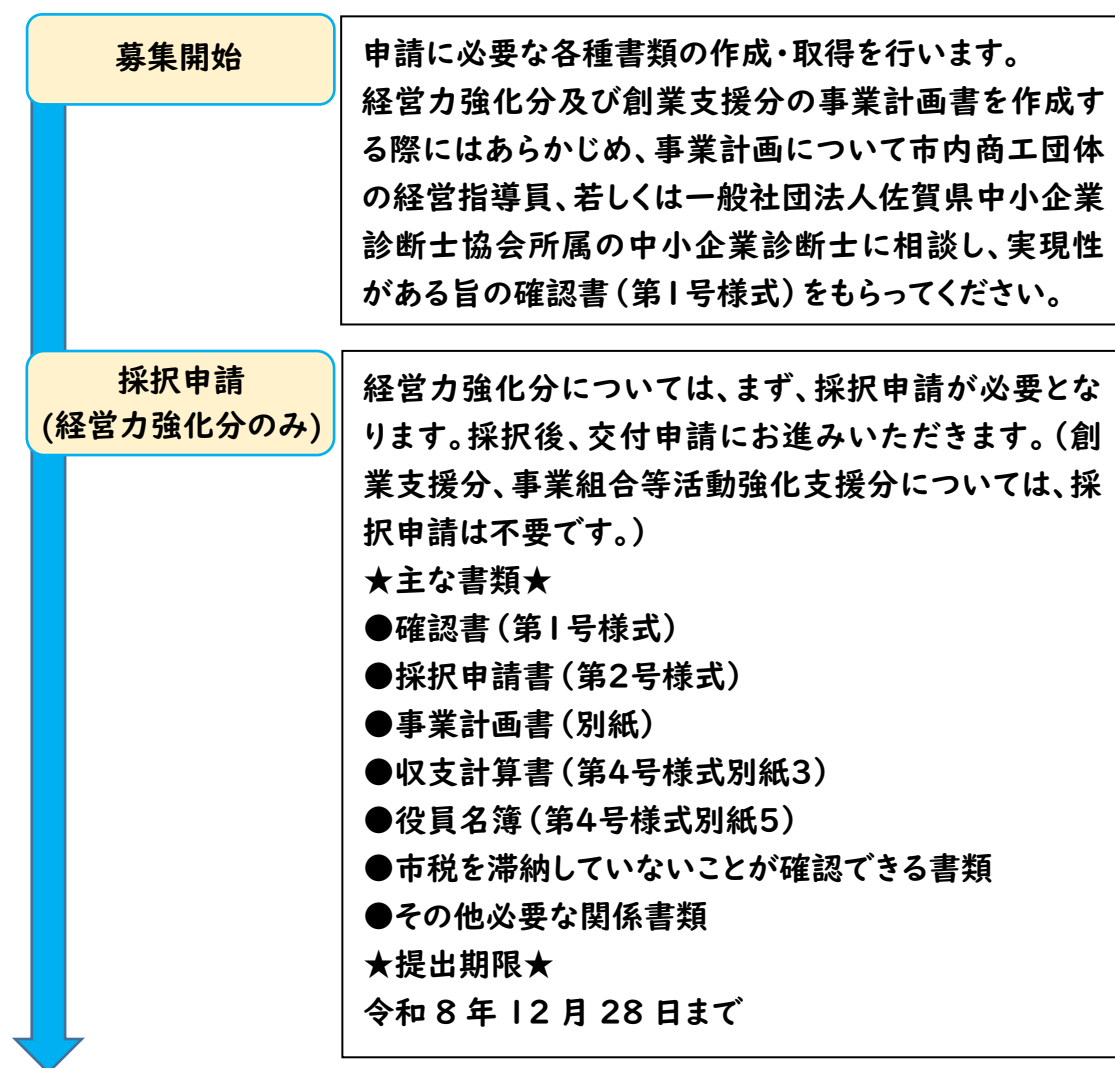
・本事業の主旨、目的及び手続等に反した補助金の利用、運用等を行った場合には補助金の返還を求める場合があります。補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

I 事業の概要

1 事業の目的

物価高騰等により社会情勢が大きく変化する中で、地域産業の回復及び成長を図るため、中小企業者等が実施する経営力向上等の取組、中小企業者等で構成する組合（その支部を含む。以下同じ。）等が実施する活動強化等の取組又は市民が市内の空き店舗等において実施する新規創業若しくは新規出店の取組に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

2 申請から補助金交付までの流れ



交付申請

創業支援分、事業組合等活動強化支援分については、交付申請から手続きを行います。

★主な書類★

- 確認書（第1号様式）
- 補助金交付申請書（第4号様式）
- 各区分の事業計画書（別紙1, 別紙2）
- 収支計算書（第4号様式別紙3）
- 役員名簿（第4号様式別紙5）
- 市税を滞納していないことが確認できる書類
- その他必要な関係書類

※経営力強化分は補助金交付申請書のみ提出

★提出期限★

- 経営力強化分
採択後すみやかに提出

●創業支援分

令和8年12月28日まで

●事業組合等活動強化支援分

令和8年12月28日まで

審査・交付決定

●書類不備がある場合、審査することができません。提出に必要な書類はよくお読みください。書類不備がある場合は市から申請書類の返却または必要な書類を追加で連絡することがあります。

●審査の上、交付を決定した事業者には「交付決定通知書」を送付します。

※審査には30～40日前後かかる場合があります。

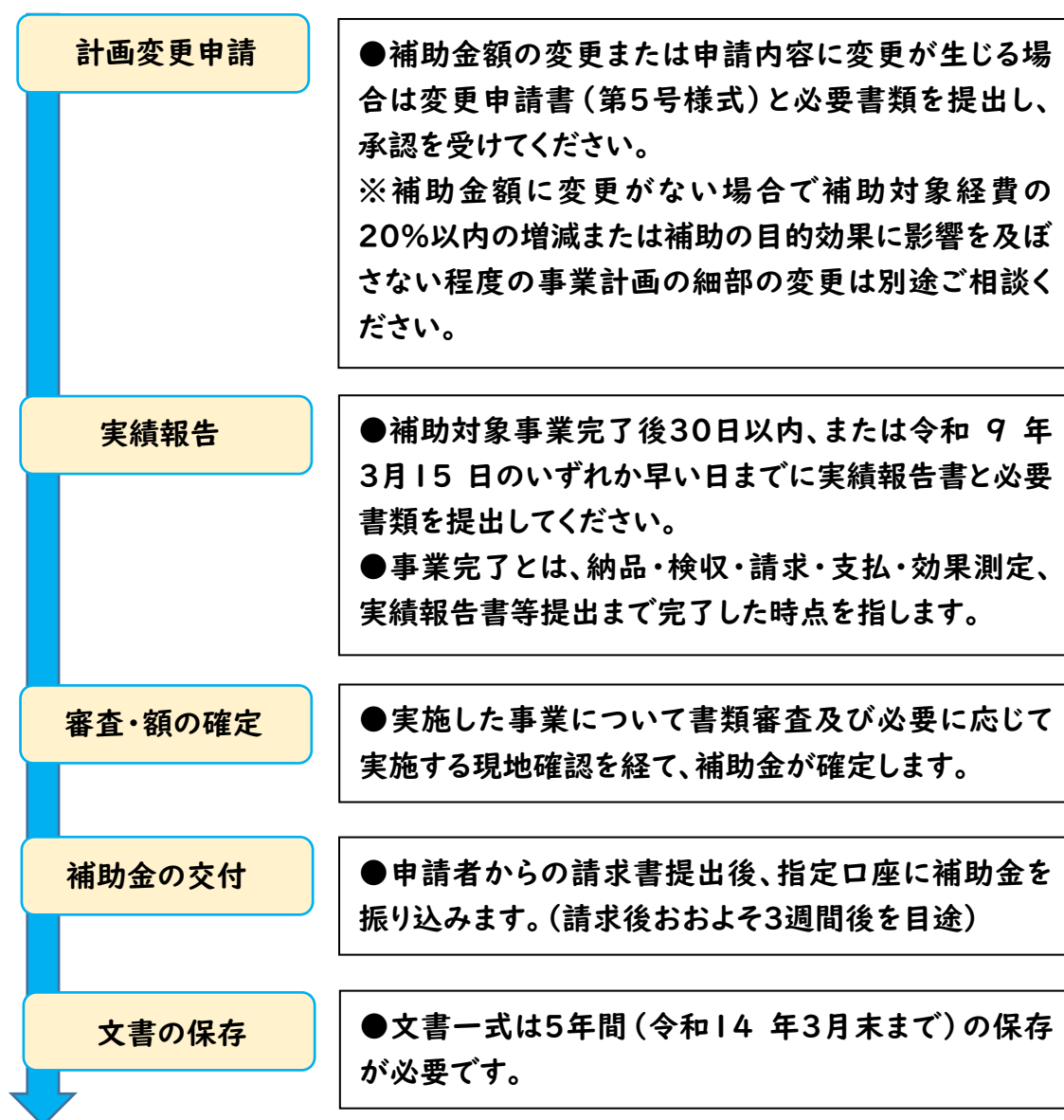
事業開始後の手続き

事業実施

●事業期間は

『交付決定日から令和9年3月15日まで』

※交付決定日より前に着手している事業は補助対象となりません。また、事業の実施や支払い、経費支出関係の書類の日付が令和9年3月16日以降になったものも補助対象となりません。なお、事業の着手とは「発注・契約」時となります。



3 補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助金の限度額

経営力強化分

補助対象事業者	(1) 法人の場合は、本店の所在地又は直前の事業年度の法人税確定申告書の納税地が唐津市内であること。 (2) 個人の場合は、唐津市内に住所を有し、次のいずれかに該当すること。 ア 令和7年分所得税確定申告書の青色申告決算書若しくは収支内訳書又は令和8年度市県民税申告書の収支内訳書の事業所所在地が唐津市内であること。 イ 令和7年分所得税確定申告又は令和8年度市県民税申告を行っていない場合は、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出を行っており、当該届出の納税地が唐津市内であること。 (3) グリーントランスフォーメーション(以下「GX」という。)枠を申請する場合は、補助対象事業について令和5年4月1日から補助申請日までの間に次のいずれかに該当する省エネルギーに関する診断を受診した者又は受診中の者であること。 ア 一般社団法人環境共創イニシアチブによる「省エネ診断拡充事業」に基づく診断 イ 一般財団法人省エネルギーセンターによる「省エネ最適化診断」に基づく診断 ウ 一般社団法人環境共創イニシアチブによる「省エネお助け隊」に基づく診断 (注) 別表第2(創業支援分)の補助対象事業者に該当する者を除く。
補助対象事業	(1) デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)導入による生産性向上の取組 DX技術を活用した働き方改革及び生産の効率化のための意欲的な取組であること。 (2) GX実現に向けた取組 省エネ対策や再エネ活用などエネルギーコスト削減等を目的としたクリーンエネルギー中心へと転換するための意欲的な取組であること。 (注) 1 DX枠については、上記(1)のみを対象とする。 2 GX枠については、上記(2)のみを対象とする。 3 過去に唐津市中小企業等活性化支援事業補助金の交付を受けた者が実施する当該交付を受けた補助金と同種の内容の取組は、補助の対象としない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 4 補助対象経費の額が30万円に満たない事業は、補助の対象としない。

補助対象経費	修繕改良費、備品購入費（1件当たりの取得価格が5万円以上のもの）、工事請負費その他補助対象事業の実施に必要な経費であって市長が認めるもの
補助率	2分の1
補助金の限度額	50万円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

創業支援分

補助対象事業者	唐津市内に住所を有する個人又は本店の所在地が唐津市内にある法人であって、次のいずれかの事業を行うもの ア 新規創業 イ 新規出店 ウ 空き店舗等の活用	
補助対象事業	(1) 新規創業の取組 (2) 新規出店の取組 (3) 空き店舗等の活用による創業等の取組 次のいずれにも該当する取組であること。 (ア) 唐津農業振興地域整備計画で定める農用地区域を除く区域の空き店舗等を借り上げて創業等をするもの (イ) 創業等をしようとする空き店舗等において、1年以上継続して営業することが見込まれ、原則として1日当たり5時間以上かつ週5日以上営業するもの。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 (注) 1 補助対象経費の額が30万円未満の事業は、補助の対象としない。 2 唐津市内の既存店舗を閉店し、その後新たに新店を出店しようとする事業は、補助の対象としない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。	
補助対象経費	店舗など改装費、店舗等の賃料(3か月相当分まで)、創立費、役務費、広告宣伝費、調査費その他補助対象事業の実施に必要な経費であって市長が認めるもの	
補助率	通常枠3分の1	移住創業枠(移住創業者が補助対象事業を実施する場合)2分の1
補助金の限度額	通常枠、移住創業枠(空き店舗等の活用以外) 50万円 通常枠、移住創業枠(空き店舗等の活用) 100万円	

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

組合等活動強化支援分

補助対象事業者	3者以上の市内事業所を有する中小企業者等で構成する任意の団体又は次のいずれかに該当する組合等であって、構成員の3分の2以上が市内事業所を有する中小企業者等であるもの ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に規定する中小企業団体 イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合 ウ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合 エ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第3条に規定する酒造組合又は酒販組合 オ 内航海運組合法（昭和32年法律第162号）第3条に規定する内航海運組合 カ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産加工業協同組合 キ アからカまでに掲げる者のほか、市長が特に認める者
補助対象事業	(1) 新商品の開発又は提供の取組 過去の同種の商品に比べて性能が良い商品、新商品の開発又は提供のための意欲的な取組であること。 (2) DX導入による生産性向上の取組 DX技術を活用した働き方改革及び生産の効率化のための意欲的な取組であること。 (3) SDGsへの取組 SDGsの17の国際目標・169のターゲットに関する意欲的な取組であること。 (4) 消費喚起活動の取組 コロナ禍の影響、物価高騰等による売上減少の回復のために実施する消費喚起のための取組であること。 (5) 販路開拓・売上向上の取組 商品の新しい販売方法又は流通経路を見出し、新しい販売先を見つけるための意欲的な取組であること。 (6) 事業承継への取組 後継者のいない市内事業所を有する中小企業者等の第三者承継に向けた取組であること。 (7) 人材育成の取組 技術力及び経営力の強化を目的として行う人材育成に向けた取組であること。

	(8) 事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定等の取組 BCPの策定若しくは改善又はその実効性向上に向けた取組であること。 (9) 経営安定化に資する取組 経営安定化、強靱化等への取組であること。 （注）補助対象経費の額が30万円未満の事業は、補助の対象としない。
補助対象経費	消耗品費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、謝金、備品購入費（1件当たりの取得価格が5万円以上のもの）、工事請負費その他補助対象事業の実施に必要な経費であって市長が認めるもの
補助率	2分の1
補助金の限度額	100万円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 事業の実施期間

対象となる事業は、交付決定日から令和 9 年 3 月 15 日までに実施した事業のみです。交付決定日より前に着手している事業は補助対象となりません。また、事業の実施や支払い、経費支出関係の書類の日付が令和 9 年 3 月 16 日以降になったものも補助対象となりません。なお、事業の着手とは「発注・契約」時となります。

5 補助の要件等

経営力強化分及び創業支援分の補助金の交付を申請しようとする者は、唐津商工会議所、唐津東商工会又は唐津上場商工会の会員（事業開始に伴い入会する者を含む。）でなければなりません。

補助金の交付申請は、一の補助対象事業者につき 1 回限りとします。ただし、事業組合等活動強化支援分の補助対象事業者の構成員又は組合員である者が単独で補助対象事業（経営力強化分又は創業支援分のいずれかに限る。）を行う場合は、事業組合等活動強化支援分とは別に補助金の交付申請ができます。

6 用語の説明

(1) 中小企業者等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者の個人又は会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人及び土地家屋調査士法人をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 空き店舗等

過去に営業していた実績があり、おおむね1か月以上営業が行われていない店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の建物内のものを除く。）又はおおむね1か月以上無人の状態にある建物若しくは空き家であって、改装等により店舗として活用できるものをいう。

(3) 新規創業

事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出（以下「開業届」という。）を提出し、新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。

(4) 新規出店

市内に店舗等を構えずに事業を営んでいる者が新たに市内に店舗等を出店することをいう。

(5) 移住創業者

3年以上市外に居住し、令和7年4月1日以後に市内に転入した者（原則として、市外における店舗運営、経営等の実務経験を要する者に限る。）であって、市内で当該実務経験を活かして創業等を行うものをいう。

(6) 市内事業所

唐津市内に常設し、営業活動が行われている施設をいう。

Ⅱ 申請手続き等

Ⅰ 採択申請（経営力強化分のみ）

(1) 申請書類 各1部

- ①採択申請書（第2号様式）
- ②経営指導員による確認書の写し（第1号様式）
- ③事業計画書（第4号様式別紙）
- ④収支計算書（第4号様式別紙3）
- ⑤市税を滞納していないことが確認できる書類
- ⑥役員名簿（別紙5）

※法人の申請に限る。

⑦唐津市内の事業者と分かる資料（法人の場合は、履歴事項全部証明書、確定申告書等の写し。個人事業主の場合は、確定申告書、開業・廃業等届出書等の写し。）

⑧補助対象経費の内容が分かる資料（2者以上の見積書、カタログ等）

⑨指定の省エネルギーに関する診断を受診した又は受診中とわかる資料

※経営強化分（GX枠）に限る。

(2) 申請方法

【申請期間】

令和8年8月3日～令和8年12月28日

①商工振興課宛に電子メールで申請

下記アドレスまで必要書類を添付のうえ送信してください。

電子メールの件名は「活性化支援事業補助金」と入力すること。

電子メール:syoukou@city.karatsu.lg.jp

※各申請締め切り日の23時59分までに送信を完了してください。

②商工振興課宛に郵送で申請

各申請締め切り日必着です。

※切手を貼付のうえ、裏面には差出人の住所及び氏名をご記載ください。

※申請書類を次の宛先に簡易書留など郵便物が追跡できる方法でご提出ください。なお、申請にかかる費用は申請者側でのご負担をお願いします。

【宛先】

〒847-8511 唐津市西城内1番1号

唐津市役所 商工観光部商工振興課 宛て

③商工振興課窓口持参で申請

唐津市南城内1番1号 大手ロセンタービル5階 商工振興課窓口

2 交付申請

(1) 申請書類 各1部

①申請書(第4号様式)

②経営指導員による確認書の写し(第1号様式)

※創業支援分に限る。

③各区分の事業計画書(別紙1, 別紙2)

④収支計算書(別紙3)

⑤市税を滞納していないことが確認できる書類

⑥組合等の概要(別紙4)

※事業組合等活動強化支援分に限る。

⑦役員名簿(別紙6)

※法人の申請又は事業組合等活動強化支援分に限る。

⑧唐津市内の事業者と分かる資料(法人の場合は、履歴事項全部証明書、確定申告書等の写し。個人事業主の場合は、確定申告書、開業・廃業等届出書等の写し。)

※経営力強化分に限る。

⑨補助対象経費の内容が分かる資料(2者以上の見積書、カタログ等)

⑩空き店舗等状況証明書(空き店舗活用の場合)、出店場所が分かる資料

※創業支援分に限る。

⑪定款の写し又は組合等の設立が確認できる書類

※事業組合等活動強化支援分に限る。

○経営力強化分については①申請書(第4号様式)のみの提出で可

(2) 申請方法

【申請期間】

経営力強化分

採択後すみやかに提出

創業支援分

令和8年5月15日～令和8年12月28日

事業組合等活動強化支援分

令和8年5月15日～令和8年12月28日

①商工振興課宛に電子メールで申請

下記アドレスまで必要書類を添付のうえ送信してください。

電子メールの件名は「活性化支援事業補助金」と入力すること。

電子メール:syoukou@city.karatsu.lg.jp

※各申請締め切り日の23時59分までに送信を完了してください。

②商工振興課宛に郵送で申請

各申請締め切り日必着です。

※切手を貼付のうえ、裏面には差出人の住所及び氏名をご記載ください。

※申請書類を次の宛先に簡易書留など郵便物が追跡できる方法でご提出ください。なお、申請にかかる費用は申請者側でのご負担をお願いします。

【宛先】

〒847-8511 唐津市西城内1番1号

唐津市役所 商工観光部商工振興課 宛て

③商工振興課窓口持参で申請

唐津市南城内1番1号 大手ロセンタービル5階 商工振興課窓口

3 審査方法・審査基準・交付決定等

(1) 審査方法

中小企業者等が実施する経営力向上等の取組、中小企業者等で構成する組合等が実施する活動強化等の取組又は市民が市内の空き店舗等において実施する新規創業若しくは新規出店の取組に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

経営力強化分の補助金の申請額が予算の額を超える場合は、審査を行ったうえで、抽選を行い、受付順を決定します。審査等の結果、採択されない場合もあります。

また、創業支援分及び事業組合等活動強化支援分の補助金は先着順に審査し、予算の範囲内で補助金を交付します。

(2) 経営力強化分の審査基準

①現状と課題が明確に記載されているか。

②事業計画を実現するための手段や方法等が妥当であるか。

③新分野展開などの新規性があるか、また、独自の視点を持った事業計画か。

④生産性向上の目標値が年率3%以上となっているか。(GX 枠についてはエネルギーコスト若しくはCO₂削減効果が記載されているか。)また、実現可能な目標値となっているか。

- ⑤事業の実施により、どのような社会課題の解決に寄与するか。
- ⑥事業計画に具体性があり、現実的な計画で適切に実施が可能であるか。
- ⑦事業を実施することで、経営力の強化につながる効果が具体的にあるか。
- ⑧補助事業として補助金投入額に対する付加価値が高いか。
- ⑨収支計画に無理がなく不必要な経費の支出がないか。
- ⑩事業が一過性のものに終わらず、何らかの形で影響が持続又は発展していく可能性があるか。

4 事業実施

補助の対象となる事業は、交付決定日から令和9年3月15日までに実施した事業です。事業の実施には、発注書・納品書・請求書等の経費支出関係書類の作成・発行や経費の支払いも含まれます。（見積段階では、事業の着手ではありません。）交付決定日より前に事業実施したものは補助対象外となります。

※例として、納品書の日付や経費の支払日が交付決定日より前になっている経費は補助対象になりません。

5 事業の変更等

補助金額の変更または申請内容に変更が生じる場合は変更申請書（第5号様式）と必要書類を提出し、承認を受けてください。

※補助金額に変更がない場合で補助対象経費の20%以内の増減または補助の目的効果に影響を及ぼさない程度の事業計画の細部の変更は別途ご相談ください。

6 実績報告（補助対象事業の完了）

補助対象事業の完了後30日以内、または令和9年3月15日のいずれか早い日までに実績報告書と必要書類を市商工振興課に提出してください。

補助対象事業の完了とは、納品・検収・請求・支払・効果測定まで完了した時点を指します。

（1）報告書類

- ①実績報告書（第6号様式）
- ②事業実績書（別紙1）
- ③決算書（別紙2）
- ④取得財産等管理台帳（別紙3）（取得財産等がある場合に限る。）
- ⑤支出の金額及び内容等を証明する関係書類（経費支出の証拠書類等）

⑥事業の実施状況がわかる写真（着工前、着工後で遠景・近景、備品等は型番が鮮明に分かるもの）

⑦その他関係書類

(2)経費支出の証拠書類等について

補助対象経費に関する見積もり・納品・請求・支払いを確認できる書類が必要です。相手事業者の支払いは事業実施期間内に行ってください。（事業実施期間を過ぎた支払いは補助対象として認められません。）

以下の①・②・③いずれも書類の宛名は必ず「補助事業者名」を記載してください。

①見積書

（例）見積書・料金表・価格や内容が掲載されている商品などのホームページのプリントアウトなどでも可

②請求書

（例）請求書・請求日が確認できる、請求を受けた際のFAX又は電子メール・請求履歴のプリントアウト等（インターネット取引の場合でも必要です。）

③支払いを証明する書類（領収書等）

（例）物品やサービスなどの代金の支払確認が可能な資料（手形、小切手は認めません。）

ア 銀行振り込み

実績報告の際に以下のいずれかの証拠書類を提出しなければなりません。

- ・銀行振込明細書[ご利用明細]（写し）
- ・振込金受取書（写し）
- ・通帳の該当ページ（写し）
- ・ネットバンキングの記録のプリントアウト等

※金額の内訳が明記されていない場合はレシート等の内訳がわかるものを添付してください。

イ 現金払い

- ・領収書又はレシート

※金額の内訳が明記されていない場合はレシート等の内訳がわかるものを添付してください。

ウ クレジットカード（1回払いのみ可）

- ・領収証（法人の場合は宛名が法人名のもの、クレジット払いであること及び金額の内訳が明記されているもの。）

※クレジット払いであることが明記されていない場合、クレジットカード利用時に発行される「お客様売上票（お買上票）のお客様控え」を添付してください。

※金額の内訳が明記されていない場合、レシート等の内訳が分かるものを添付してください。

※インターネットでの注文の場合は、クレジット払いであることが確認できる注文画面や決裁画面のプリントアウトを添付してください。

※クレジットカード払い等で、口座から引き落とされた日が、事業実施期限を過ぎている場合は、補助対象外となります。

※支払いにあたり本来支払うべき金額の一部または全部を、ポイント等を利用して支払った場合は、値引きと同様の取扱いとして、ポイント等の利用分は補助対象外となります。

④その他の支出内容が分かる資料

発行したチラシ等の広告物をはじめとした成果物、補助事業を実施したことが確認できる資料又は報告書等

7 支払い

実施した事業について実績報告書提出後、書類審査及び必要に応じて実施する現地確認を経て補助金が確定します。

申請者からの請求書提出後、指定口座に補助金を振り込みます。（請求後おおよそ3週間後を目途）

Ⅲ その他留意事項

1 決定の取り消し等について

補助事業者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、その場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて返還を命じます。

(1) 補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は唐津市補助金等交付規則に基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(4) 次のいずれかに該当する排除対象者であることが確認された場合

① 暴力団

② 暴力団員

③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 財産の管理等及び財産処分の制限について

補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した取得財産等については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の趣旨に沿ってその効率的運用を図らなければならない。

また、補助対象事業者は、補助事業等によって取得し、又は効用の増した土地、家屋、備品等の財産を市長の承認を受けないで補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、若しくは貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、補助対象事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納入したとき、並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、この限りでない。

その期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

補助対象事業者は、その期間を経過する日以前に取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

上記財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、若しくは貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることがあります。

3 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請様式を入手することができます。

- ① 唐津市ホームページからダウンロード

URL: <https://www.city.karatsu.lg.jp/site/navi/2102.html>

- ② 唐津市役所商工観光部商工振興課窓口での配布

- ③ 唐津商工会議所、唐津東商工会、唐津上場商工会窓口での配布



○商工団体各窓口

商工団体名	電話番号	住所
唐津商工会議所	0955-72-5141	唐津市大名小路1番54号
唐津東商工会	0955-62-2901	唐津市相知町相知2044番地10
唐津上場商工会	0955-82-3826	唐津市鎮西町名護屋1801番地

※各商工団体の窓口は平日の午前9時から午後5時までです。